



足羽川堰堤 土地改良区連合だより

足羽の清流

足羽の大地をうるおす恵みの水が
21世紀の農業農村とくらしを守る

目次

理事長あいさつ	1
令和5年度 第94回通常総会	1
令和6年度予算	2
役員補欠選任	2
水管理について	2
間断かんがいについて	3~4
土地改良事業について	5
お願い・お知らせ	5~7

当連合元理事長の
吉川 強氏が
令和6年春の叙勲において
旭日双光章を受章されました。
誠に
おめでとうございます。

理事長あいさつ

足羽川堰堤土地改良区連合 理事長 澤井 照男



組合員の皆様には、日頃より足羽川堰堤土地改良区連合の事業運営に対し、ご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年元旦の能登半島地震では甚大な被害が発生しました。亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興を組合員の皆様とともにお祈りしたいと思います。

当連合は7つの土地改良区で構成し、基幹施設（足羽川頭首工、導水路、基幹分土工、酒生サイフォン）の共同管理のため昭和38年に設立し、安定した用水供給が出来るよう、各土地改良区の幹線用水路の管理と併せて、役職員が一丸となって取り組んでいるところです。

現在の頭首工が完成したのは平成20年度。一方、現在の各幹線用水路が完成してから30年以上が経ちます。コンクリートの耐用年数は40年、頭首工の水門本体は40年、開閉装置は25年などとされており、次世代へ良好な状態で引き継いでいくため、必要な更新費用の積立てについて検討していきたいと考えております。

足羽川用水は地域農業の源であり、私たちの暮らしを守ってきました。その恵みをもたらしてくれるのは流域の森林です。今年10月19日・20日には、福井県で第47回全国育樹祭が開催されます。19日の一乗谷朝倉氏遺跡で行われるお手入れ行事は、平成21年に同会場で行われた第60回全国植樹祭で天皇后両陛下がお手植えなられた樹木を皇族殿下がお手入れされます。足羽の恵みを直接受ける私たちは、これを機に、継続して森を守り育てることの大切さを再認識したいと思います。

結びに、農村人口や農業者が減少している中、当連合として地域農業の発展に貢献すべく、更なる努力をしてまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度 第94回通常総会

令和6年2月14日(水)、足羽川頭首工管理事務所において、第94回通常総会を開催しました。議員39名中(欠員1名)32名の出席(うち書面議決書5名)をいただき、提出した7議案いずれも、承認及び原案のとおり可決されました。

提出議案

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 議案第1号 | 『令和5年度 一般会計収支補正予算(案)』承認について |
| 議案第2号 | 『令和6年度 事業計画・一般会計収支予算(案)』決議について |
| 議案第3号 | 『令和6年度 分担金の賦課徴収方法とその時期』決議について |
| 議案第4号 | 『令和6年度 一時借入金の最高限度額及びその借入方法』決議について |
| 議案第5号 | 『令和6年度 金銭預入先金融機関』決議について |
| 議案第6号 | 『役員の補欠選任』について |
| 議案第7号 | 『規約等の一部変更』決議について |
| 報告第1号 | 『監査報告』について |

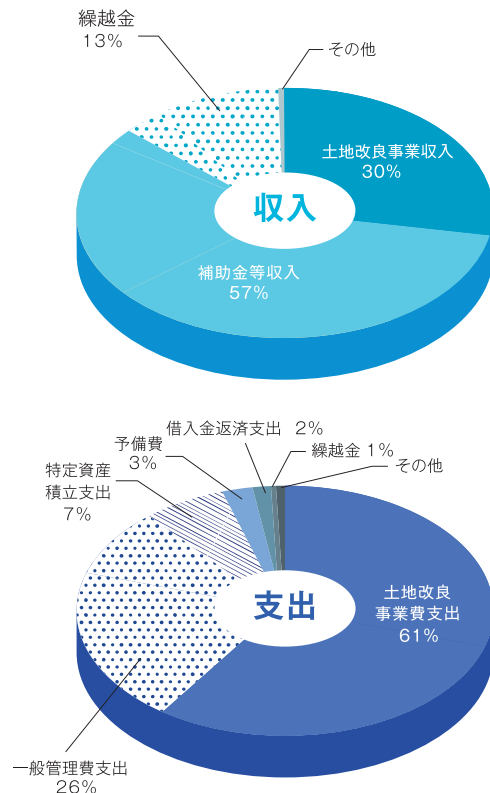
令和6年度予算

一般会計

収入	
款	予算額(千円)
1. 土地改良事業収入	33,489
2. 附帯事業収入	6
3. 基本財産運用収入	460
4. 特定資産運用収入	40
5. 補助金等収入	63,463
6. 雑収入	3
7. 特定資産取崩収入	1
8. 繰越金	14,000
合 計	111,462

支出	
款	予算額(千円)
1. 土地改良事業費支出	68,458
2. 一般管理費支出	29,173
3. 借入金返済支出	1,955
4. 支払利息	115
5. 特定資産積立支出	7,749
6. 予備費	3,000
7. 繰越金	1,012
合 計	111,462

堰堤維持費積立金	28,965,810円
退職給与積立金	14,445,573円



役員補欠選任

理事の退任に伴い、第94回通常総会において補欠選任されました。任期は令和6年2月15日から令和9年10月31日までです。

被選任区	選任者	退任者
六条用水土地改良区	米倉 與一郎	三竹 孝一

水管理について



足羽川頭首工における
最大取水量及び取水期間

期 間	かんがい期			非かんがい期
	4/1~ 4/20	4/21~ 5/5	5/6~ 9/30	10/1~ 3/31
最大取水量 (m³/s)	5.762	9.368	7.567	4.994

用水の断水・減水について

次のような場合、用水を断水・減水する可能性がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、断水後の通水は水路の安全を確認し行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 管内に大雨注意報または警報が発令された際、足羽川の水位が急激に上昇した際などにより、用水路が溢水する恐れがあるとき。
- 足羽川の水量が減少し、必要水量が確保できない恐れがあるとき。(間断かんがい)
- 管内施設の点検・整備、公共工事等で必要があるとき。

間断かんがいについて

今後の天候によっては、足羽川の水量が減少し、各受益地への用水供給が困難になると予想されます。

その場合、下記通水表のとおり、各用水を交互に24時間断水（減水）する方法で、間断かんがいを実施します。

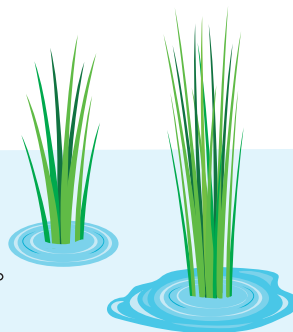
なお、防火用水および生活用水として、最低限の水量は確保するように努めますが、節水へのご協力と、火災等に十分ご注意くださいようお願いいたします。

【令和6年度 間断かんがい通水表】

月日	6/1 (土)	6/2 (日)	6/3 (月)	6/4 (火)	6/5 (水)	6/6 (木)	6/7 (金)	6/8 (土)	6/9 (日)	6/10 (月)	6/11 (火)	6/12 (水)	6/13 (木)	6/14 (金)
徳光用水														
足羽三ヶ用水														
足羽四ヶ用水														
酒生用水														
六条用水														
社江守用水														
木田用水														

月日	6/30 (日)	7/1 (月)	7/2 (火)	7/3 (水)	7/4 (木)	7/5 (金)	7/6 (土)	7/7 (日)	7/8 (月)	7/9 (火)	7/10 (水)	7/11 (木)	7/12 (金)	7/13 (土)
徳光用水														
足羽三ヶ用水														
足羽四ヶ用水														
酒生用水														
六条用水														
社江守用水														
木田用水														

月日	7/29 (月)	7/30 (火)	7/31 (水)	8/1 (木)	8/2 (金)	8/3 (土)	8/4 (日)	8/5 (月)	8/6 (火)	8/7 (水)	8/8 (木)	8/9 (金)	8/10 (土)	8/11 (日)
徳光用水														
足羽三ヶ用水														
足羽四ヶ用水														
酒生用水														
六条用水														
社江守用水														
木田用水														



○ 断水は、午後5時から翌日午後5時までの24時間。

○ 必要水量が確保できている場合は実施しません。

○ 当日の取水状況は、足羽川堰堤土地改良区連合ホームページ

(<https://www.asuwagawayousui.jp/>)にて確認できます。



ホームページはこちら

—— 通水

6/15 (土)	6/16 (日)	6/17 (月)	6/18 (火)	6/19 (水)	6/20 (木)	6/21 (金)	6/22 (土)	6/23 (日)	6/24 (月)	6/25 (火)	6/26 (水)	6/27 (木)	6/28 (金)	6/29 (土)	6/30 (日)
通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水
通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水
通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水

7/14 (日)	7/15 (月)	7/16 (火)	7/17 (水)	7/18 (木)	7/19 (金)	7/20 (土)	7/21 (日)	7/22 (月)	7/23 (火)	7/24 (水)	7/25 (木)	7/26 (金)	7/27 (土)	7/28 (日)	7/29 (月)
断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水
断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水
断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水

8/12 (月)	8/13 (火)	8/14 (水)	8/15 (木)	8/16 (金)	8/17 (土)	8/18 (日)	8/19 (月)	8/20 (火)	8/21 (水)	8/22 (木)	8/23 (金)	8/24 (土)	8/25 (日)	8/26 (月)	8/27 (火)
断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水
断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水
断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水	断水	通水



土地改良事業について

足羽川頭首工本川ゲートのワイヤーロープ更新工事が完了しました。
今後も土地改良施設の適正な管理、整備を行っていきます。



用水路への転落にお気をつけください



お願い

用水路を流れる生活ゴミや
刈草が多く、下流地区でこ
の除去に苦勞しています。
「足羽の清流」を保つため、
皆様のご協力をよろしく
お願いします。



刈草等でふさがった用水路



堆積物

賦課金について

令和6年度における賦課金単価と徴収期日は下記のとおりです。
ご理解をいただき、納入にご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年度賦課金単価

徳光用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	339.00 円
連合費賦課金	1,251.10 円
事業費負担金	307.40 円
特別事業費負担金	256.80 円
合 計	2,154.30 円

六条用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	427.90 円
連合費賦課金	1,251.10 円
合 計	1,679.00 円

※事業費負担金は転用決済金積立資産を取り崩して充てています。

木田用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	427.00 円
連合費賦課金	1,148.90 円
事業費負担金	105.70 円
合 計	1,681.60 円

※連合費賦課金及び事業費負担金の一部は転用決済金積立資産を取り崩して充てています。

足羽三ヶ土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	874.10 円
連合費賦課金	1,251.10 円
事業費負担金	307.40 円
償還金賦課金	4,776.70 円
合 計	7,209.30 円

※期日を過ぎると延滞金がかかります。

※振込手数料がかかる場合は各自ご負担願います。

※口座振替をご利用の方は、引落日までに残高の確認をお願いします。

※口座振替を新たにご利用になる方は、当事務所にて手続きをお願いします。ただし、福井県農協の口座に限ります。

酒生用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	255.00 円
連合費賦課金	1,251.10 円
事業費負担金	307.40 円
合 計	1,813.50 円

足羽四ヶ用水土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	563.40 円
連合費賦課金	1,251.10 円
事業費負担金	307.40 円
合 計	2,121.90 円

社江守土地改良区	
種 別	金額(10a当り)
一般賦課金	441.00 円
連合費賦課金	1,251.10 円
事業費負担金	307.40 円
圃場整備賦課金	1,712.10 円
合 計	3,711.60 円

※圃場整備賦課金は関係組合員のみとなります。

徴収期日
令和6年7月1日(月)
口座引落日
令和6年6月25日(火)
令和5年度より全期一括徴収になりました。

次の場合には必ず**土地改良区に届出**をお願いします

1 組合員の資格等に変更があった場合

※届出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。

- ・農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与または死亡による名義変更
- ・住所、振替口座等の変更

2 土地改良施設を使用したい場合

※占用料を徴収します。

用水路に橋を架ける時 等

3 農業振興地域を除外したい場合

※土地改良区の意見書が必要になります。

土地改良区の地区内で農業振興地域除外の申請を各市町の農業委員会に提出する時

4 農地を転用したい場合

- ・田んぼを宅地等へ転用
- ・公共用地(道路等)買収による転用

■ 転用決済金

施設の維持管理費用は、農地にかかる賦課金でまかなっています。農地が減少することにより、残された農地に負担が集中しないように転用決済金(地区除外決済金)を徴収します。

土地改良区名	1㎡当り
徳光用水土地改良区	134.5円
酒生用水土地改良区	100 円
六条用水土地改良区	80 円
足羽四ヶ用水土地改良区	73 円
木田用水土地改良区	78 円
社江守土地改良区	110 円
足羽三ヶ土地改良区	107 円

※決済処理をした翌年度から賦課金がかかりません。

※申請がない場合、賦課金はかかり続きます。



足羽川堰堤土地改良区連合

徳光用水土地改良区／酒生用水土地改良区／六条用水土地改良区／
足羽四ヶ用水土地改良区／木田用水土地改良区／社江守土地改良区／足羽三ヶ土地改良区



〒910-2151 福井県福井市安波賀中島町2-2-1

TEL.0776-41-4132 FAX.0776-41-4133 Email.asuwaren@mx4.fctv.ne.jp